

会社・法人の登記相談について 事前予約をご利用ください。

<窓口相談予約制のお知らせ>

平成27年12月1日から会社・法人登記に関する窓口相談は、**事前予約制**により行っています。

※予約のない方は、当日の相談が受けられない場合があります。

◇ 予約の方法 ◇

本局法人登記部門の**窓口**又は**電話**により受付いたします。

【予約申込み連絡先】

千葉地方法務局法人登記部門

TEL 043-302-1315

< 登記相談時間 >

◎月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）

◎午前9時から午後5時まで

（最終予約受付時間は、午後4時30分までとなります。）

現在、千葉県内の会社・法人に関する**登記申請**は、すべて千葉地方法務局法人登記部門で取り扱っています。

※ 登記相談を受ける際の留意事項等については、[以下](#)を御覧ください。

【 登記相談の予約について 】

- 1 商業・法人登記に関する相談について、平成27年12月1日から、事前予約制により行っております。
- 2 登記申請に関する相談を希望されるお客様は、事前に電話等により予約していただきますようお願いいたします。
- 3 事前に予約された方の相談が優先されますので、予約のない方は、当日の相談が受けられない場合があります。

【 登記相談を利用されるお客様へのお願い 】

- 1 事前予約の際には、相談者の氏名、連絡先、相談内容をお知らせいただきます。
- 2 登記相談の際には、登記事項証明書及び定款等、必要な関係書類を御持参願います。
- 3 1回の相談は20分以内とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。
- 4 予約当日は、時間までに必ず来庁願います。来庁できない場合や遅れる場合には、その旨を御連絡願います。連絡なく予約時間に10分以上遅れた場合は、予約のない相談者として対応するため、相談が受けられない場合があります。
- 5 申請書や添付書類は、お客様ご自身で作成していただくこととなります。職員は、申請書や添付書類を作成することはできません。
- 6 登記相談では、作成された登記申請書の内容の審査はいたしておりません（受付後、登記官が審査します。）。
- 7 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。
- 8 窓口相談は、一般申請人の方を対象とするものです。資格者代理人（司法書士、弁護士等）の方は、書面で相談票を御提出願います。

登記申請書の書式等は法務省ホームページをご活用ください。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>

法務省 商業法人登記申請 で検索